

JICPA、リモートワークの論点・課題の提言、公表

経理・税務・金融・証券・法務のニュースと解説

旬刊**経理情報**

昭和48年10月5日 第3種郵便物認可 毎月3回1日・10日・20日発行 ISSN 0914-3920

2021

5/10・20

合併号

No.1611 令和3年5月10日発行

2連続特集
第1弾

政省令までフォロー

2021年度税制改正 の重要ポイント

～法人税特別措置・M&A関連税制編～

●特別企画

平時・有事それぞれの対応方針とは
海外リーガルリスクマネジメントの要諦

●ディスクロージャーの実務指針

有価証券報告書の作成上の留意点(2021年3月期提出用)

●Viewpoint

見積り開示会計基準、コロナ禍の影響の開示など

2021年金融庁「有報レビュー」の対応ポイント

●ASBJ解説

電気・ガス事業への代替的な取扱いを規定

改正「収益認識に関する会計基準の適用指針」の解説

news

監査

監査役等と監査人との連携に関する改正共同研究報告、公表／監査役協会、JICPA

国際会計

外国為替レートが存在しない場合のIAS21号修正案、公表／IASB

金融

日米首脳会談で明確になった日本の役割

他

中央経済社



不動産の
時価評価・減損処理

創立1965年
中央不動産鑑定所

Chuo Real Estate Appraisal Co., Ltd.



- ✓ ご相談無料!!
- ✓ 受付から納品まで
非対面での対応も可能
- ✓ 年間500件以上の
財務諸表に関する実績
(国土交通省事業実績報告)

役立つ情報、FAQ、
資料のダウンロード
詳しくは、ウェブで

ご相談・お問合せ

株式会社中央不動産鑑定所
Chuo Real Estate Appraisal Co., Ltd.

〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町3丁目11番10号
PMO日本橋茅場町2F
東京メトロ「茅場町」1番出口徒歩2分

全国対応
国内拠点: 東京・横浜・千葉・大阪・高松

TEL 03-5643-3133
URL: <https://www.chu-kan.co.jp/keiri/>



CONTENTS
● May 10th・20th 2021 (No.1611)

平時・有事それぞれの対応方針とは

海外リーガルリスク マネジメントの要諦

森・濱田松本法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士
梅津 英明/片桐 大/川端 遼/御代田 有恒

特別企画

- 第1章 身の丈に合った方法でリスクの芽を摘むには
平時における態勢構築にあたっての留意点...38
- 第2章 専門家と連携し、現地特有の状況に対処する
有事における初動対応と戦略構築上の留意点...45

●実務解説
決算開示業務の省力化につながる
財務諸表の「金額表示単位」を
変更する際の実務留意点...31
石王丸 周夫(石王丸公認会計士事務所 公認会計士)

●ポイント解説
当事者の合意による柔軟な設計が可能
サステナビリティ・リンク・ローンの
概要と活用ポイント...51

末廣 裕亮(森・濱田松本法律事務所 弁護士)

●focus
法規制や会計・税務上の影響など
M&A・関係会社投資における
「出資比率」の制度確認事項...58

佐武 伸(かえでファイナンシャルアドバイザー(株) 公認会計士・税理士)
三浦 正裕(かえでファイナンシャルアドバイザー(株))

●ディスクロージャーの実務指針
有価証券報告書の作成上の留意点
(2021年3月期提出用)...70
高野 裕郎(公益財団法人財務会計基準機構 企画・開示室 室長補佐)

コラム

- アナリストの眼 どうなる今年の決算説明会...21
- 管理職必修! 萎縮しないためのハラスメント講座【第11回】
セクハラ被害者にならないためのポイント①〜懲戒されたくないのであれば触るな〜...37
- 情報ダイジェスト...4
- inほんmation 『消費税法の実務詳解』...69
- ランキング 週間ビジネス書ベストセラー...80
- 雑誌論文等の電子的利用について...80
- 本誌の複写利用について...80

経理情報

2021年
5月10日・20日合併号
通巻No.1611

2021年度税制改正の 重要ポイント

PwC税理士法人
税理士・公認会計士
荒井 優美子

～法人税特別措置・M&A関連税制編～

政省令までフォロー

2連続特集

第1弾

- 第1章 DX・カーボンニュートラル投資促進など
産業競争力の強化に関する改正の実務ポイント...8
- 第2章 研究開発税制、人材確保等促進税制など
その他法人税特別措置に関する改正の実務ポイント...13
- 第3章 株式対価M&A、経営資源集約化税制など
M&Aに関する改正の実務ポイント...18

談論

経理・財務部門が知っておきたい「社内交渉」のコツ...1
石井 通明(石井交渉戦略事務所 所長)

解説

- ASBJ解説
電気・ガス事業への代替的な取扱いを規定
改正「収益認識に関する会計基準の適用指針」の解説...22
牧野 めぐみ(企業会計基準委員会 専門研究員)
- Viewpoint
見積り開示会計基準、コロナ禍の影響の開示など
2021年金融庁「有報レビュー」の対応ポイント...26
三宮 朋広(有限責任 あずさ監査法人 公認会計士)

連載

- IASB会議レポート
2021年3月の審議状況—基本財務諸表、のれんと減損...24
野口 由美子(公認会計士)
- Economic Insight
Society 5.0時代の学びⅡ～EdTechを通じた自律的な学びへ...56
石川 大悟(一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部)
- ビジネス実務相談室
経理◆国際会計基準における後発事象...66
税務◆役員社宅の適正家賃...67

(図表2) 少数株主権

議決権(出資)比率	株主の権利	権利の内容
総議決権の1%以上または300個以上の議決権	株主提案権(取締役会設置会社)	一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。
	議案通知請求権(取締役会設置会社)	株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求することができる。
総議決権の1%以上	株主総会の検査役選任請求権	株主総会の手続を調査させるため、検査役の選任の申立てをすることができる。
	業務執行に関する検査役の選任請求権	業務の執行について不正が疑われるときに、その調査のため、検査役の選任の申立てをすることができる。
総議決権または発行済株式の3%以上	会計帳簿閲覧請求権	会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧・謄写を請求することができる。
	役員解任請求権	一定の要件のもと、当該役員解任の訴えを裁判所に提起できる。
	株主総会招集請求権	株主総会の招集を請求することができる。
総議決権の3%以上	役員等の責任軽減への異議申立権	取締役会の決議によって役員の責任免除をするときに、それを阻止することができる。
	解散請求権	やむを得ない事由があるときは、訴えをもって株式会社の解散を請求することができる。
議決権または発行済株式の10%以上	募集株式発行における株主総会請求権(公開会社)	支配株主が変わることになる募集株式を発行するときに、株主総会での決議を要求することができる。
	募集新株予約権発行における株主総会請求権(公開会社)	募集新株予約権に係る対象株式が交付されたときに、支配株主が変わることになる募集新株予約権を発行するときに、株主総会での決議を要求することができる。
定足数のときに特別決議を否決することのできる議決権以上	簡易合併等に対する反対権	簡易合併等の際に反対することにより、株主総会決議を省略できなくすることができる。
最終完全親会社等の総議決権または発行済株式の1%以上	多重代表訴訟提起権	当該会社(子会社)特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができる。

また、特別決議における単独成立の要件である66・7%超を軸に出資比率の検討を行うケースも多い。定款変更などの重要事項を単独で決定できることに加えて、株式の併合という手段を活用し、少数株主を排除すること、出資比率を100%に近づけることができるからだ。逆にいえば、自社が関係会社への出資比率を33・3%以下に下げる際には、少数株主として、排除されるリスクがあることを理解しておかねばならない。

なお、中小企業の事業承継型M&Aの場合、株主総会の運営コストや少数株主への対応を回避するため、100%の出資比率の取得を希望する買い手企業が多い。

(1) 関係会社の分類

親会社とは、「株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう」(会2四)と定められている。

つまり、子会社を判別できれば、おのずと親会社も判別できる。子会社の定義は次頁図表3のとおりである。

会計上の規制

望する買い手企業が多い。

い。最高意思決定機関である株主総会の決議で、会社の基本的な方針を決定できるからだ。ゆえに、経営権とは、実定法上の概念ではないが、一般的には、議決権の50%超を保有している場合に、経営権を有してい

るとみなされる。普通決議により、会社の業務執行を行い、対外的に会社を代表する役員の選解任が可能という観点では道理的である。

5年以上前にはなるが、(株)大塚家具の株主総会での父娘対決は印象的だった。創業者であり、当時会長であつた大塚勝久氏は、総議決権の2割弱を保有する筆頭株主だったが、娘であり当時社長の大塚久美子氏がその他株主の支持を集め、議決権の50%超を押さえたことで、取締役解任決議案が承認され、大塚勝久氏は取締役を退任した。このお家騒動が、同社のブランドを毀損し、業績悪化につながったと一概にはいえないが、後に、(株)大塚家具は(株)ヤマダホールディングスの傘下に入り、経営再建を目指すこととなる。

また、特別決議における単独成立の要件である66・7%超を軸に出資比率の検討を行うケースも多い。定款変更などの重要事項を単独で決定できることに加えて、株式の併合という手段を活用し、少数株主を排除すること、出資比率を100%に近づけることができるからだ。逆にいえば、自社が関係会社への出資比率を33・3%以下に下げる際には、少数株主として、排除されるリスクがあることを理解しておかねばならない。

なお、中小企業の事業承継型M&Aの場合、株主総会の運営コストや少数株主への対応を回避するため、100%の出資比率の取得を希望する買い手企業が多い。

法規制や会計・税務上の影響など M&A・関係会社投資における「出資比率」の制度確認事項

- 上場会社を中心に、経営戦略として、関係会社の出資比率を変更するケースが増えている。
- 出資比率を検討する際には、株主の権利、会計上の規則、税制、金商法、独禁法など留意すべきポイントは多い。
- 各種の法令や規制を総合的に勘案することに加えて、出資の真の目的を確認することが重要である。

16記事のヒッセン

かえでファイナンシャルアドバイザー(株) 公認会計士・税理士
佐武 伸
かえでファイナンシャルアドバイザー(株)
三浦 正裕

はじめに

2020年の大量保有報告書提出件数が13,369件と過去12年間で過去最高となった。金融緩和を背景とした空前の金余りにより、投資家の動きが活性化していることはいうまでもないが、提出者を見ると、事業会社が戦略的に、関係会社への出資比率を変更していると思われるケースも多く見受けられる。関係会社のリソースを活用することや適切なガバナンスを効かすこと、選択と集中など、目的はさまざまである。本稿では、M&Aや関係会社の出資比率を検討する際に、留意すべきポイントを紹介する。

会社法上の株主の権利

出資比率を検討する際に、まずは、株主の権利を押さえる必要がある。大きく、自益権と共益権の2つに分けられる。前者は株主個人の利益だけに影響する権利であり、1株以上を保有する株主が行使できる単独株主権だが、後者は、単独株主権であるものと、一定割合または一定数以上を保有する株主のみが行使できる

(図表1) 共益権のうち議決権行使に関わるもの

議決権(出資)比率	株主の権利	決議の内容
総議決権の50%超え	普通決議の単独成立	自己株式の取得、役員の選解任、計算書類の承認、剰余金の配当など
総議決権の66.7%以上	特別決議の単独成立	株式の併合、資本金の減少、定款の変更、事業譲渡の承認、解散など
総議決権の90%以上	略式組織再編の決議省略	—
総議決権の100%	すべての意思決定	—

少数株主権に分けられる。出資比率に応じて、どのような権利が生じるのかを押さえておく必要があるため、共益権のうち、株主総会の議決権行使に関わるもの(図表1)や、少数株主権(図表2)について確認する。

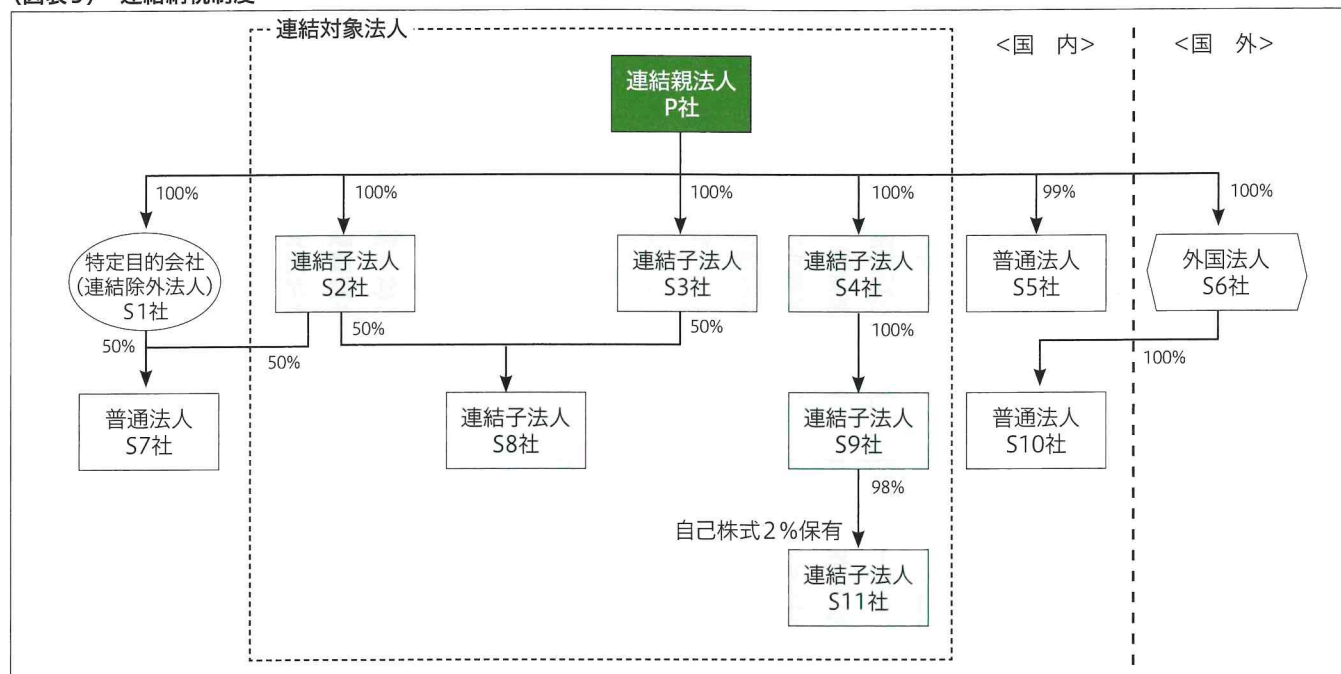
税制と出資比率

出資比率を検討するにあたって、

主利益でその持分が調整されるのに対し、持分法では最初から親会社持分に応じた収益が持分法による投資収益として計上されるに過ぎない。その結果、業績のよい子会社を連結すると、連結上の営業利益や経常利益はその持分に比べれば過大に計上されることになる。貸借対照表でも、連結法では子会社の資産・負債が合算されるため、業績のよい子会社を連結すれば、見栄えがよくなる。連結決算のメリットは、企業グループの財政状態や営業成績などの状態を明確にできることだ。このメリットは、企業を個別にみるのではなく、あくまで単一のグループとして捉えることによってもたらされる。また、親会社と関係会社間の不正な商品やお金のやりとりを防ぐことができるため、投資家や株主、取引先からみても大きなメリットである。

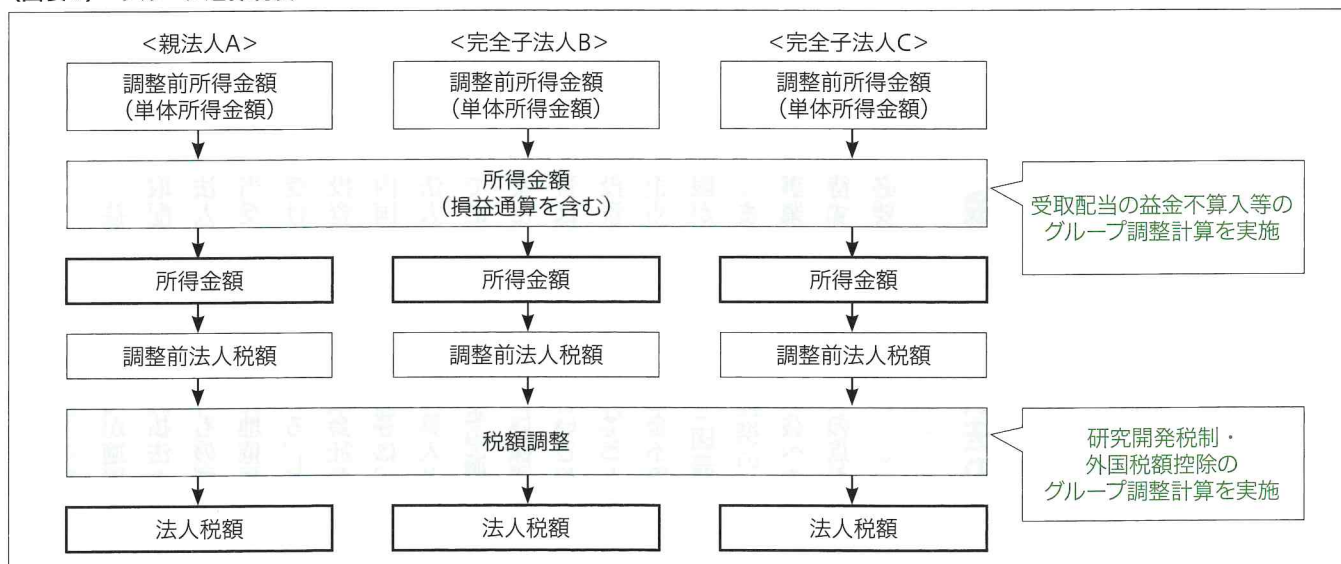
前述した特徴を勘案し、戦略的に財務の再構築を図るために、M&Aが積極的に活用されているといえるだろう。

(図表5) 連結納税制度



(出所) 国税庁HP「連結納税制度Q&A(平成29年3月)」問3

(図表6) グループ通算制度



(出所) 経済産業省HP「令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について」18頁

(図表3) 子会社の定義

議決権(出資)比率	議決権以外の要件
総議決権の50%超え	—
総議決権の40%以上、50%未満	特定の者の議決権と合わせて50%超または一定の要件
総議決権の40%未満	特定の者の議決権と合わせて50%超かつ一定の要件

(図表4) 関連会社の定義

議決権(出資)比率	議決権以外の要件
総議決権の20%以上	—
総議決権の15%以上20%未満の場合	一定の要件
15%未満の場合	特定の者の議決権と合わせて20%以上かつ一定の要件

- ① 他の会社の取締役会等の構成員の2分の1超が当社の役員など当社の意思で行動する人たちで占められている。
- ② 対象会社の重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等が存在する。
- ③ 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っている。

をいう。簡単にいえば、当社と同じ意思で議決権を行使する人たちということである。「一定の要件」とは、次のことを指す。

また、子会社、関連会社にも該当しない関係会社は、その他の関係会社と判定される。

(2) 連結決算の適用

上場会社ならびに会社法上の大会社(資本金が5億円以上、もしくは負債が200億円以上の会社等)では、子会社は連結法、関連会社は持分法の適用が義務づけられている。なお、非上場会社においては、連結法、持分法の適用は自由選択となっている。

連結法と持分法による連結P/L、B/Sの違いを具体例で確認する。仮に、親会社が70%の議決権を

- ① 他の会社の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に当社の役員等が就任している。
- ② 他の会社等に対し、重要な融資、重要な技術の提供、重要な販売、仕入その他の営業上または事業上の取引がある。

続いて、関連会社の定義は図表4のとおりである。特定の者の定義は、子会社の判定と同様である。一定の要件とは、次のことを指す。

(設例1) 親会社が70%の議決権を持つ子会社を連結財務諸表に取り込む場合のP/L

	親会社P/L	子会社P/L	連結法	持分法
売上高	300,000	50,000	350,000	300,000
営業利益	100,000	20,000	120,000	100,000
営業外費用・収益				9,800
(持分法による投資損益)				9,800
経常利益	100,000	20,000	120,000	109,800
税引前当期純利益	100,000	20,000	120,000	109,800
法人税等	30,000	6,000	36,000	30,000
非支配株主に帰属する当期純利益			△4,200	
親会社株主に帰属する当期純利益	70,000	14,000	79,800	79,800

(設例2) 親会社が70%の議決権を持つ子会社を連結財務諸表に取り込む場合のB/S

親会社B/S	子会社B/S
資産 100,000 (うち、子会社株式 20,000) 負債 50,000 純資産 50,000 (うち、株主資本 50,000)	資産 40,000 負債 16,000 純資産 24,000 (うち、資本金 10,000) (うち、当期純利益 14,000)
連結法の場合の親会社B/S	持分法の場合の親会社B/S
資産 120,000 負債 66,000 純資産 64,000 (うち、株主資本 59,800) (うち、非支配株主持分 4,200)	資産 109,800 (うち、子会社株式 29,800) 負債 50,000 純資産 59,800 (うち、株主資本 59,800)

持分法では最初から親会社持分だけを加算する。たとえば、損益計算書では、連結法は売上高や税引前当期利益、法人税等まですべての子会社業績が加算され、最終直前の少数株

税制の取扱いも押さえておきたいポイントである。ここでは、実務でよく検討される3つの税制について解説する。

(1) 完全支配関係にある企業グループ内における税制

完全支配関係(前頁図表5)にある企業グループ内における課税の中立性や公平性を担保するために、2002年度に連結納税制度は導入された。親会社と子会社を1つの会社とみなして、法人税を計算する制度であり、企業グループ内における損益通算が可能な点は最大のメリットである。

事務負担の軽減を目的として、2022年度から企業グループ内の各法人が個別に法人税額の計算および申告を行うグループ通算制度(前頁図表6)に移行することが決まっているが、損益通算を可能とする点は維持される。M&Aやグループ再編時の出資比率を検討するにあたっては、今後、このグループ通算制度の運用も考慮する必要がある。

(2) 組織再編税制

組織再編税制とは、合併、会社分割、現物出資、現物分配、株式分配、

は、冒頭記載の「大量保有報告書」のことを指す。大量の株式が特定の第三者に買い占められたような場合、株価が予想外の値動きをする可能性があることから、市場の透明性、公平性を高め、投資者保護のために1990年の証券取引法改正で導入された。5%保有した時点で報告するだけでなく、5%超保有する投資家がその割合を1%以上増減させた場合や、報告書の記載事項に変更が生じた場合には同様に変更報告書を、また報告書の記載内容に誤りがあった場合や記載が不十分の場合には訂正報告書を提出しなくてはならない。

(2) TOB(義務的公開買付け)

証券取引所外で買付けを行った際、買付け後に買付者が保有する株式等の割合が、発行されている全体の株式のうち5%を超える場合は、公開買付けを行う義務が生じる。このルールが定められている理由は、株式を5%以上保有する株主は、株価や経営に与える影響が大きいと考えられているためである。

また、証券取引所内外、どちらの取引であっても、買付け後の株式等所有割合が3分の1を超える場合は

株式交換、株式移転などの組織再編行為を対象とし、税務上の取扱いについて定められたものである。法人税法では、資産を移転する際にその含み益や含み損を譲渡損益として計上することが原則となっているが、経済実態に実質的な変更がない一定の場合、移転資産の譲渡損益および株主に対する課税を繰り延べることができる。これを適格組織再編とい

(図表7) 適格組織再編の要件

要件	出資比率100%	出資比率50%超100%未満	共同事業
金銭等の支払がない	○	○	○
出資比率100%が継続	○	—	—
出資比率50%超100%未満が継続	—	○	—
主な資産・負債の引継ぎ	—	○	○
おおむね80%の従業員の引継ぎ	—	○	○
移転事業の継続	—	○	○
移転事業の関連性	—	—	○
発行済株式数80%以上継続保有	—	—	○
事業規模がおおむね5倍以内	—	—	どちらか○
特定役員の継続就任	—	—	

TOBによる実施が義務づけられているが、大きく3つのパターンがある。

- ① 証券取引所外で取引を行うケースで、60日間で10名以内の株主から買付けを行い、株式等所有割合が3分の1を超える場合
- ② 証券取引所内において、特定売買(TOSTNETやJNETなど)を通じて行われる立会外取引が該当により買付けを行い、株式等所有割合が3分の1を超える場合
- ③ 証券取引所内外の取引を組み合わせて急速な買付け(3カ月間に対象会社が発行している全株式のうち10%超相当の買付けを行った際に、そのうち証券取引所外または特定売買で5%超相当の株式取得)を行い、株式等所有割合が3分の1を超える場合

ただし、5%を超える場合であっても、著しく少数の者から買付けを行う場合、すなわち、TOBによる買付けを行う相手方の人数と、TOB実施日前の60日以内に証券市場外にて買付けを行った相手方の人数を合わせた人数が合計10人以下の場合には、TOBを行う義務はない。

うが、出資比率によって適格となる要件が異なる(図表7)。

適格組織再編に該当しない場合は、原則どおりに譲渡損益が認識されるが、これを非適格組織再編という。したがって、将来、グループ内外の組織再編を予定している場合、出資比率によって適格要件が異なり、課税・非課税が決定されるため、注意が必要である。

(図表8) 益金不算入額の上限設定

出資比率	益金不算入額	有利子負債控除
100%	受取配当金の金額	なし
1/3超	受取配当金の金額	あり
5%超1/3以下	受取配当金の50%	なし
5%以下	受取配当金の20%	なし

いずれの規制においても、違反した場合は、罰則の対象となるため、自社が行うM&A取引が規制の対象となるのかを事前に確認しておくことが必要である。

また、TOBを行う際には、パッシブ・ファンドの存在に注意することが必要だ。パッシブ投資家はベンチマークとなる日経225などのインデックス指標を自らのファンドのパフォーマンスに同期させるべく、その対象となるインデックスのトラッキングエラーを起こさないようなトレードに専念するため、M&Aのような個別のイベントには反応しないことが多い。M&A取引の成功確度を計る際には、対象企業の株主構成を綿密に分析し、パッシブ・ファンドを除いた票読みをしたうえで、TOBで目標とする議決権を獲得できるかどうかを検討することが必要である。

独占禁止法上の規制

事業者が自主的な判断で自由に活動できることを目的として、独占禁法がある。中堅中小企業の事業承継型M&Aや業務資本提携などの場合でも、基準に該当するケースがあるた

(3) 受取配当金の益金不算入

益金不算入の規定が適用される受取配当等は、配当支払法人において法人税が課税されたものであり、配当受取法人が株主の地位に基づいて受けるものに限られる。したがって、投資法人や特定目的会社など一定の内国法人からの配当等は、配当支払法人において損金に算入されるものであるため、この規定の適用はない。また、出資比率が低い株式等への投資は支配目的が乏しいとして、他の投資機会(債券投資など)の選択を歪めないように、益金不算入額に上限が設定されている(図表8)。

また、業務資本提携のケースで、事業の提携以外に収益への貢献も期待する場合には、この点も考慮する必要がある。

金融商品取引法の規制

対象会社が上場会社である場合は、金商法上の規制も確認しておく必要がある。

(1) 大量保有の状況等に関する開示

大量保有の状況等に関する開示と

め、出資比率を検討する際にも注意すべきポイントである。

(1) 届出規制

会社が株式の取得、合併、会社分割、共同株式移転、および事業等の譲受けを行うにあたり、一定規模以上の場合には公正取引委員会に事前届出することを義務づけている。具体的には、後記①に該当する会社が、後記②に該当する会社の株式を取得しようとする場合において、後記③に該当する場合に事前の届出が必要となる。

- ① 株式を取得しようとする会社および当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等の国内売上高の合計額(国内売上高合計額)が200億円を超える場合
- ② 対象会社およびその子会社の国内売上高の合計額が50億円を超える場合
- ③ 対象会社の株式を取得しようとする場合において、対象会社の総株主の議決権の数に占める届出会社が取得の後に所有することとなる対象会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業

